

政令第十三号

ダイナミックランダムアクセスメモリー等に対して課する相殺関税に関する政令

内閣は、関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）第七條第一項、第二十九項及び第三十三項の規定に基づき、この政令を制定する。

（課税物件）

第一条 次に掲げる貨物であつて、大韓民国においてハイニックス・セミコンダクター・インコーポレーテッド（HYUNIX SEMICONDUCTOR INC.）によりその製造につき前工程が行われたもののうち、平成二十二年十二月三十一日までに輸入されるもの（以下「特定貨物」という。）には、関稅定率法（以下「法」という。）第七條の規定及びこの政令により、相殺関税を課する。

一 ダイナミックランダムアクセスメモリー（法の別表第八五四二・二一号に掲げる集積回路のうち、モス型のものをいい、実装してあるかないかを問わない。以下同じ。）

二 ダイナミックランダムアクセスメモリー・モジュール（法の別表第八四七三・三〇号に掲げる部分品及び附属品（自動データ処理機械又はこれを構成する機器（以下「自動データ処理機械等」という。）

の部分品及び附属品に限る。）のうち、一又は二以上のダイナミックランダムアクセスメモリーを基板上に装着し、かつ、自動データ処理機械等に接続するための端子を有しているもの（ダイナミックランダムアクセスメモリーの機能を補助するためダイナミックランダムアクセスメモリー以外の部分品が装着されているかいないかを問わない。）をいう。）

2 前項に規定する「前工程」とは、同項第一号に掲げる貨物にあつてはこれを製造するため半導体材料にトランジスターその他の回路素子を生成させる工程をいい、同項第二号に掲げる貨物にあつては同号に規定する基板上に装着されたダイナミックランダムアクセスメモリーを製造するため半導体材料にトランジスターその他の回路素子を生成させる工程をいう。

（税率）

第二条 特定貨物に課する相殺関税の税率は、二十七・二パーセントとする。

（提出書類）

第三条 税関長は、第一条第一項第一号又は第二号に掲げる貨物を輸入しようとする者に対し、当該貨物の前工程（第一条に規定する前工程をいう。）が行われた国を証する書類及び当該貨物の生産者の作成した

当該貨物の生産を証する書類その他税率の適用のために必要な書類を提出させることができる。

（関税法の適用）

第四条 特定貨物に課する相殺関税及び一般税率（法の別表の税率をいう。）による関税については、それぞれ別個の関税として関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二章の規定を適用する。

（還付の計算期間等）

第五条 特定貨物に係る第一条の規定により課される相殺関税の法第七条第二十九項の規定による還付の請求は、毎年一月一日から十二月三十一日までの期間（以下この条において「計算期間」という。）ごとに、当該計算期間内に輸入された特定貨物に係る同項に規定する要還付額に相当する額について、しなければならぬ。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。